五百二	書道教授業
五百三	生花・茶道教授業
五百四	無床診療所
五百五	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百六	療術業
五百七	歯科技工所
五百八	その他の児童福祉事業
五百九	介護医療院
五百十	通所・短期入所介護事業
五百十一	その他の老人福祉・介護事業
五百十二	し尿処分業
五百十三	自動車一般整備業
五百十四	その他の自動車整備業
五百十五	表具業
五百十六	時計修理業
五百十七	履物修理業
五百十八	職業紹介業
五百十九	労働者派遣業
五百二十	ビルメンテナンス業
五百二十一	その他の建物等維持管理業
五百二十二	警備業
五百二十三	ディスプレイ業
五百二十四	ペストコントロール業
五百二十五	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百二十六	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第千百八十三号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元			申請社名
7281	バックホウ	ＫＸ085－５	山積容量	0.28	㎥	㈱クボタ
7282	バックホウ	320－Ｓ21	山積容量	1.00	㎥	キャタピラージャパン(同)
7283	バックホウ	MH3024－Ｓ１	山積容量	0.90	㎥	キャタピラージャパン(同)
7284	バックホウ	ＳＫ30ＵＲ－７	山積容量	0.08	㎥	コベルコ建機㈱
7285	バックホウ	ＳＫ38ＵＲ－７	山積容量	0.11	㎥	コベルコ建機㈱
7286	バックホウ	ＳＫ200－14	山積容量	0.8	㎥	コベルコ建機㈱
7287	バックホウ	ＳＫ210Ｄ－14	山積容量	0.8	㎥	コベルコ建機㈱
7288	バックホウ	ＳＫ225ＳＲ－14	山積容量	0.8	㎥	コベルコ建機㈱

平積容量	0.218	㎥
平積容量	0.80	㎥
平積容量	0.70	㎥
平積容量	0.06	㎥
平積容量	0.08	㎥
平積容量	0.59	㎥
平積容量	0.59	㎥
平積容量	0.59	㎥